

1-4 滋賀県の水防活動・避難行動支援

～ 洪水予報の発表～

- 対象とする河川で洪水災害の恐れがある場合に、彦根地方气象台が流域の降水量を予測し、滋賀県が基準とする観測所の水位予測を行い、これらの情報を両者が共同で洪水予報として発表。
- 洪水予報は、関係機関等に伝達するとともに、**報道機関等を通じて流域住民に伝達**。
- 滋賀県が洪水予報を行なう河川は、日野川、野洲川上流、杣川、姉川、高時川、安曇川、琵琶湖。ただし、安曇川は未指定(平成19年7月現在)。
- 国土交通省が洪水予報を行う河川は、野洲川、草津川、瀬田川。

『洪水注意報』

- **洪水によって災害が起こる恐れがある場合**に、その旨を注意して行う予報で、基準観測所の水位が3時間後に警戒水位を越える出水となることが予想されるときに气象台と県が協議して発表します。ここで、**警戒水位**とは、「**水害に備えて警戒に当たるための指標となる水位**」であり、その水位に対する流量が計画高水流量のほぼ半分になる水位を示します。

『洪水警報』

- **洪水によって重大な災害が起こる恐れがある場合**に、その旨を警告して行う予報で、基準観測所の水位が危険水位程度もしくは危険水位を越える洪水となることが予想されるときに气象台と県が協議して発表します。ここで、**危険水位**とは「**洪水時に堤内地への氾濫等の恐れが生じる水位**」で、洪水により破堤等の災害の起きる恐れのある水位を示し、堤防の状況や河道の流下能力を総合的に勘案して設定されます。

1-4 滋賀県の水防活動・避難行動支援

～ 水防警報の発表・水防区域の公表～



湖北地域振興局管内の水防区域図

水防警報の発表

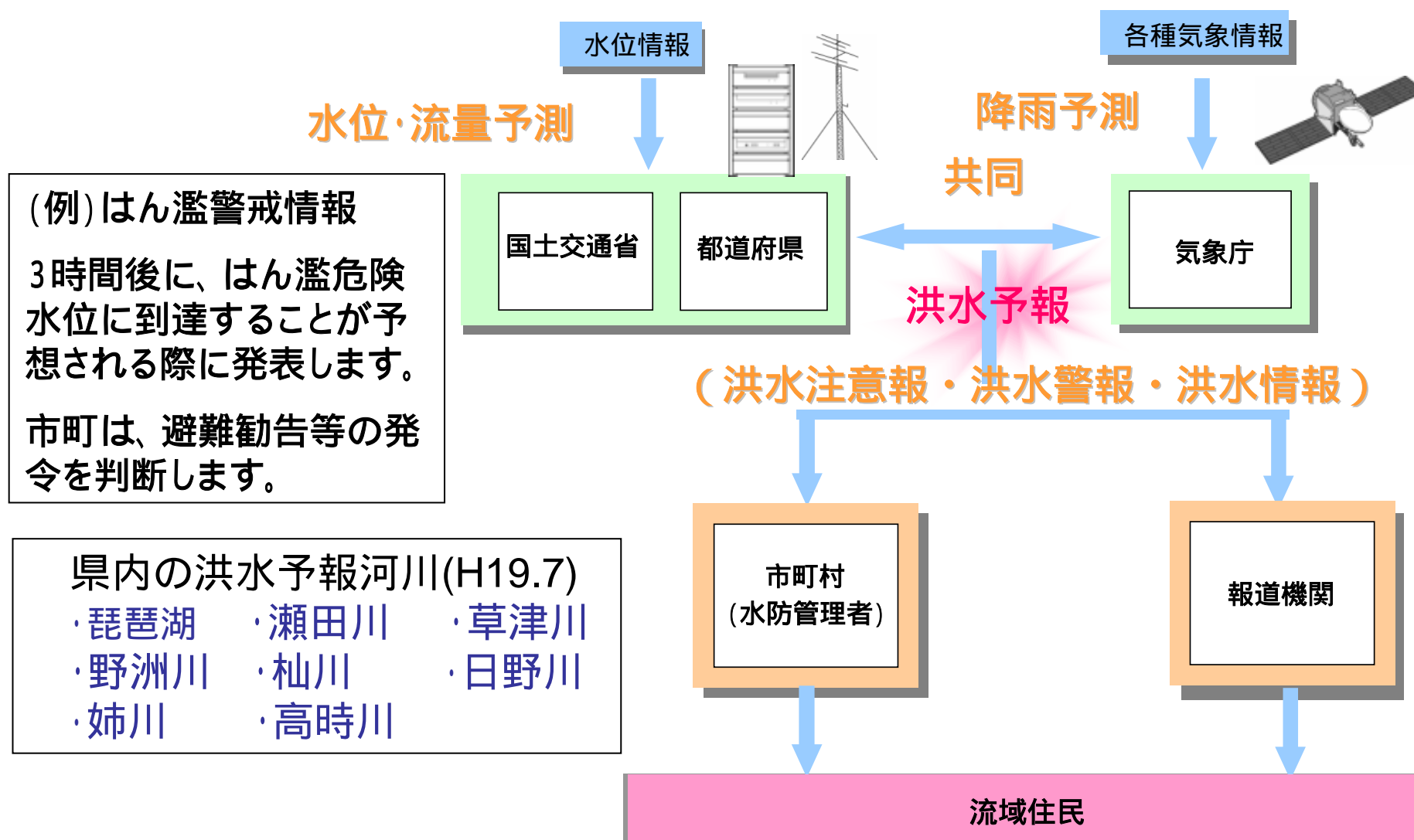
- 対象とする量水標が一定の水位 (通報水位・警戒水位) に達し、増水の恐れがあるとき、水防警報を発令し、関係機関などに水防活動の準備や出動を要請します。
- 水防警報河川
野洲川(水口橋)、杣川(北杣橋)、
日野川(増田橋、桐原橋)、
愛知川(紅葉橋、御幸橋)、
姉川(国友橋、難波橋)、
高時川(川合、錦織橋)
安曇川(舟橋、常安橋)
合計7河川12箇所

水防区域の公表

- 洪水時に危険が予想され、重点的に巡視点検が必要とされる「重要水防区域」を公表。

1-4 滋賀県の水防活動・避難行動支援

～ 洪水予報の発表～



1-4 滋賀県の水防活動・避難行動支援

～ 特別警戒水位情報の発表～

洪水により重大な損害を生ずるおそれがある河川を「**水位情報周知河川**」に指定。

水位情報周知河川では、沿川住民の避難勧告等の目安となる**水位**(特別警戒水位)を設定し、河川水位がこの水位を上回ったときに、特別警戒水位情報を発表。

水位情報周知河川(H19.7)

- ・愛知川
- ・姉川上流
- ・安曇川
- ・草津川

「にげる」ための情報提供

○主要な中小河川で特別警戒水位へ達した旨の情報を提供

